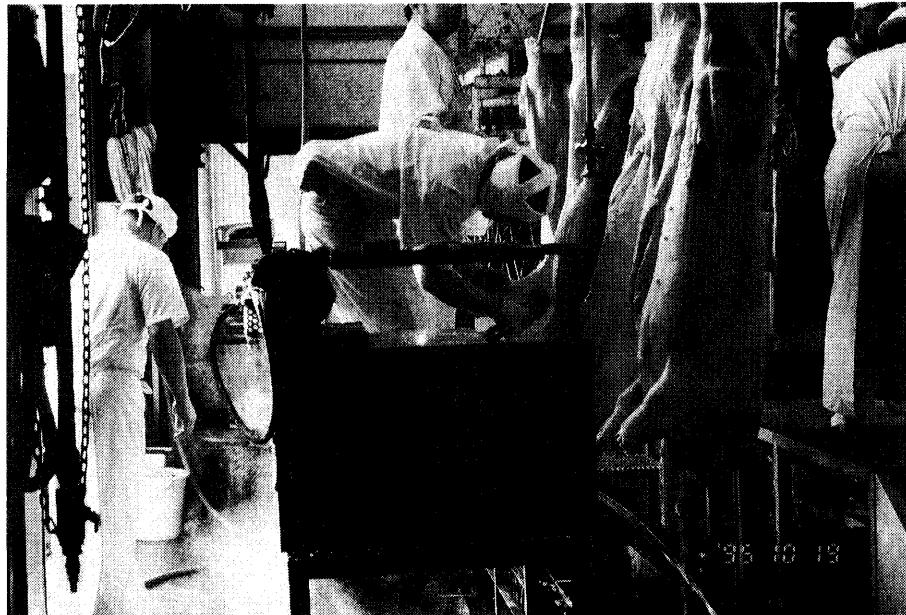


関西労災職業病

関西労働者安全センター

1995.11.10発行(通巻第244号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目 次

● 高齢社会の労働基準……………1

● 原発被曝労働ホットライン開かれる……………7

● 外国人の労働災害と違法派遣……………9

● 95年ユニオン社労士講座開講のご案内……………11

● 前線から(二コース)……………12

● 一九九五年年末一時金カンパへの
ご協力のお願い……………17

'95 11

高齢社会と労働基準

—シルバー会員の労働者性判断が問いかけるもの

年間の拘束時間が約三三〇〇時間、そのうち実労働時間に該当する時間だけを数えても二〇〇〇時間に達する就労。業務内容は細部にわたる指示があり、報酬は一勤務あたり一万円と決まっている。残業をすればその時間に応じた報酬がある。こういう就労実態で働く人について、労働基準法上の労働者ではないと判断した労働基準監督署長の処分がある。

判断理由はただ一つ、その就労がシルバー人材センター会員としての就労であるという事実だった。

定年退職後の 警備員としての勤務

住んでいる豊中市には、定年退職後の高年齢者に就業の機会を提供するという社団法人豊中市シルバー人材センターがあったので、Mさんは入会し、そこで紹介された仕事に就くことにした。

シルバー人材センターとは、高齢化社会に対応するため「高年齢者等

五七歳で退職し、関連の電鉄会社に六〇歳過ぎまで勤めたあと、サラリーマン生活から引退した。会社勤めをやめたとはいっても、体調が悪いわけではないので、何か適当な仕事があればと考えた。年金はあるが現役時代の収入には比べるべくもない。

ただ子供たちは成人しており、追加的な収入があればそれなりの余裕ある生活設計が可能だ。

住んでいる豊中市には、定年退職後の高年齢者に就業の機会を提供するという社団法人豊中市シルバー人材センターがあったので、Mさんは入会し、そこで紹介された仕事に就くことにした。

Mさんが紹介された仕事は、豊中

阪急電鉄に勤めていたMさんは、

の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）で定められた高年齢者に対する職業安定施策の一つである。この法律では、定年引き上げや高年齢者雇用促進の諸施策が規定されている以外に、「定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること」（第四六条）を目的として、原則各市町村単位で社団法人としてシルバー人材センターを設立することを促している。つまり会社を定年退職したが、まだ仕事をしたいというような高年齢者に就業の機会を提供するという、Mさんにぴったりの団体なのである。

市立庄内体育馆の警備受付案内業務であった。具体的な仕事の内容は、朝九時に体育馆に出勤し、来館する利用者の受付と案内、そして設備全般の警備を担当するというもの。二人一組で勤務し、一勤務が朝九時より翌朝九時の二四時間となる。夜間は仮眠をとり、一定時間毎に見回る。とりたてて事故がなければ、体力や特別な技術が必要なわけでもない、そういう意味では高年齢者に向いている仕事だった。

Mさんが勤務し始めたのは八九年十一月のこと、それ以降、ほぼ週三日の勤務を“事故”が起こる九一年一月二三日まで続けた。

雇用でないので労働者でない シルバー会員Mさんの死亡事故

庄内体育馆は八九年夏にオープンしたばかりの新築体育馆だったが、強い雨の日には雨漏りがした。Mさ

んら警備員は、雨の日には雨漏りのする床が滑りやすくなるので、利用者に注意を呼びかけるなどの対策をとっており、当然管理者である市の担当者にもそのことを連絡していた。九一年一月のその日、勤務中であったMさんは、昼すぎになって雨漏りがするところを点検しようとしたのか、一人で屋根裏へ上がり、誤って十二メートル下の床に転落、死亡したのだった。

死亡したMさんの遺族である妻は、労災保険の遺族補償給付を労働基準監督署に請求したが、「Mさんは労働基準法、労災保険法における労働者には該当しない」として翌九二年三月に不支給処分を受けた。労基署の処分理由は次のとおりである。

シルバー人材センターは、雇用ではなく委任又は請負による仕事を提供する高年齢者の自主的組織であり、Mさんの就労も警備会社からシルバー人材センターが警備員としての

仕事の発注を受け、それをMさんに紹介したものである。だからMさんと警備会社の関係は、雇用関係ではなく請負関係であり、Mさんとシルバー人材センターの関係も、自主的組織とその会員の関係にあるだけだということになる。Mさんの勤務に対する報酬は、警備会社から請負代金としてシルバー人材センターに支払われ、シルバー人材センターはそのうち五%の事務経費を除いて「配分金」という名目でMさんに支払われる。したがって賃金ではなく、また実態としても「臨時的、短期的」な就業で労働者性の判断基準である使用者の指揮命令下の就労ではないというのである。

しかしMさんの就労の実態は、冒頭にあげたように、労働時間だけをとっても労働者であることが明らかなもので、このことは他のどの面をとっても請負や委任とは到底判断できないものだった。

例えば、Mさんの勤務の日程調整はシルバー人材センターが行つたり、まして自分で行つたりするものでなく、豊中市教育委員会から警備の委託を受けている警備会社が行つていった。体育館の警備は五人の警備員が二人一組の二四時間勤務でローテーションを組んでおり、ほぼ週三回の勤務になる。五人のうち、当初シルバー人材センター会員として働いていたのはMさんだけだったが、途中から社員として働いていた人が、Mさんと同じようにシルバー人材センター会員として働くようになる。この五人の勤務日程は、当然のことながら警備の責任を持つ警備会社が調整することになる。もちろん休むときには、警備会社の担当者に連絡し、会社は代替要員を出すことになる。

また、シルバー人材センター会員は請け負い関係で仕事をしているため、その事務処理の都合上「作業確認書」というシステムをとっている。

会員が仕事を完成させると、その明細を作業確認書に記入し、発注者は完成を確認して押印する。会員はその確認書をセンターに持ち帰り、センターはそれをもとに発注者に料金を請求する。言わばセンターの引き受けの一つ一つの仕事の請け負い関係を明確にするシステムである。

しかしMさんが勤務した体育館警備の仕事では、その作業確認書が発注者であるはずの警備会社で一括管理され、出勤簿をもとに会社が作成して毎月末シルバー人材センターに直接送られていたというのである。

つまりMさんの場合、シルバー人材センターは警備会社の報告にもとづいて代金を請求し、入った代金から事務費を差し引いて残りをMさんの銀行口座に振り込む作業をしていただけで、いわば単なる口入れ業者にすぎなかつたのである。

そもそもそのはずで、Mさんは最初に警備会社が実施した四日間の警備

員教育を修了して警備業法にもとづく資格ももつた警備員となり、冒頭に述べたような年間三三〇〇時間との長時間の勤務をしたのだった。

会社勤めの長いMさんにとって、決められた日程に従つて、誠実に勤め上げるのは当然のことである。もうどこをとつても立派に会社の指揮命令を受ける労働者で、シルバー人材センターは、意図したものでないにしろ労働者派遣法や職業安定法で禁止された、労働者派遣又は労働者供給の事業を行っていたのだった。

調査結果を曲げて判断した 労働基準監督署の処分理由

このMさんの遺族補償については、労基署の不支給処分のあと審査請求も棄却され、現在労働保険審査会で再審査中で、この十月十二日に審理が開かれた。労災保険の審査システムでは、再審査になつて初めて労基

署の調査資料が明らかになるが、この中に労基署が労働者性の実態判断をどのようにしていったかが分かる文書が含まれている。その内容たるや、意図的とも思える曲解、誤解の積み重ねとなっている。

労基署の判断では、形式的にシルバー人材センターの一般的システムから労働者性がありえないと判断し、次に就労実態がどうであるかを判断する。まずMさんは「センター作成のしおりをよりどころに、豊中市立庄内体育館受付案内業務仕様書（センター作成の仕様書）にもどづき作業をしている」とする。ところが調査資料によれば、この仕様書の内容は警備は除いて受付・案内に業務を限定した大雑把なもので、何よりもセンターの事務局からの聴取書では、本人に渡していないものだという。「しおりをよりどころに」とは、全調査のどこ探しても根拠がない。

「作業は週おおむね三日程度であ

り・・」と通常の雇用による就労に比べ臨時的、短期的であるように表現するが、二四時間勤務の三回とはつまり週七二時間の勤務だったといふことだ。フルタイム労働者の水準をはるかに上回る。「会員の日程調整等はセンター主導で協議決定」

されている根拠はどこにもないし、「被災者が休みたい時にはセンターに連絡して休むことになっている」や「補充はセンターが行うことになっている」に至っては、「会社に連絡をして休む」とか「会社の補助要員が代替出勤する」などの同僚の証言で事実が明らかになっており、他に対立する見解も見当たらぬのに、その調査結果をわざわざ無視した記述を行っている。

再審査で明らかになった、Mさんの同僚や警備会社、シルバー人材センター事務局職員に対する聴取書や関係調査書類など、労基署が収集した関係資料は、そのまま見れば、ど

う見てもMさんが労働者であることを見している。ところが、現実には逆の決定が行われた。その理由は、実は別のところにある。

シルバー人材センターは 労働省自身の施策

Mさんの労災請求が行われたとき、新聞で「シルバー労災“急増”という見出しで全国紙に一面トップで掲載された。すでに当時で全国にシルバー人材センターは五六五団体あり、会員は一二二万人を越えていた。そして、就労状況はといえば、請負仕事に馴染むであろう植木の剪定や封筒の宛て名書きなどの仕事以外に、Mさんの従事した施設警備はもとより工場内作業などの雇用労働と同じ仕事に従事する高齢者が、相当数いることが明らかだった。また、何よりこのシルバー人材センターという施策は労働省自身の施策であり、職

業安定局の雇用関連施策のうちでは、クリーンヒットともいえる部類に属する。

ことの普遍性にかんがみ、労働本省は、所轄の淀川労基署に本省（労働省労働基準局）に全調査資料をあげ、協議のうえ処分を決定するよう指示している。本省の担当者は、その全資料をどのように検討したのかは理解に苦しむところだが、とにかく「労働者性なし」と判断を下したものだった。

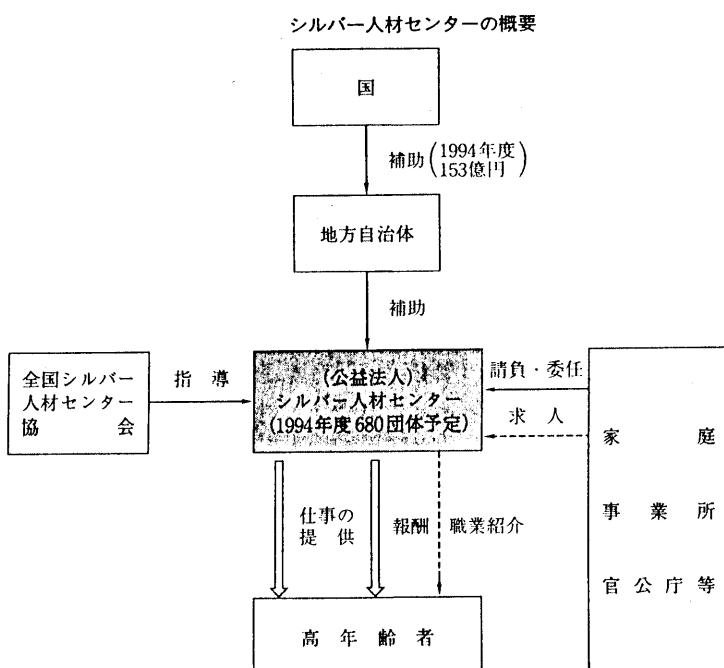
シルバー人材センターよりMさんの紹介を受けた警備会社の担当者は労基署の調査に答えて、いみじくも「求人難の補助としている」とセンターの位置づけを吐露している。そしてMさんが死亡した後もシルバーカー人材センターから会員の提供を受け

つづけた。会社にとって、シルバー人材センターの価値は、求人難のときに適任の高齢者を紹介してくれ、必要がなくなればセンターとの契約を解除すれば済む、使用者としての責任は全くない、最も都合のよい労働者供給元なのだった。しかも、労働省の促進する確かに墨付きだ。

もつともMさん死亡後のシルバー会員の就労は、豊中市議会で問題となり直接雇用に切り換えられた。ただ、市議会で議論になったのは、警備会社と豊中市教育委員会の間の契約書が「第三者への委任、請負の禁止」

には使用者責任が免除された雇用になっていることではなかつた。

また、シルバー人材センターの施策を担当する労働省職業安定局高齢・障害者対策部高齢者雇用対策課長は、Mさんの事故の半年後「シルバー人材センターにおける安全就業



[出典] 窪野鎮治『ポイント解説 財政と社会保障の諸問題』年金研究所, 1994年, 247頁

等の徹底について」と題した通達（平成三年十一月一日高雇発第四〇号）を発している。しかし、この通達も「雇用関係が想定されるもの」については、シルバー人材センターのもう一つの業務である高齢者の無料職業紹介により行うことという指示がされているのみである。現在では六〇〇を越えるまでになったシルバー人材センターで、無料職業紹介の事業がほとんど行われておらず（平成三年で年間に全国で紹介件数が二四〇〇件程度）、雇用によらない就業にのみ力点が置かれている背景には一向に対策をたてず、注意を促すのみの通達は、抜本的対策にはほど遠いものといえよう。

それどころかこの通達は、「臨時的、短期的」という条件をもとに、雇用による就労であってもシルバー人材センター紹介であれば「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」

という労働組合法上の労働者に該当しないという法解釈さえ打ち出している。シルバー人材センター会員はあくまで「追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高年齢退職者等」であり、生計の維持という動機が介在しないはずだというのである。そもそもこのような“高潔な意識”的”の高齢者が、シルバー人材センターには何十万人も入会しているのだろうか。またこの論理では、半日勤務のパートの主婦も場合によっては労働組合を結成できないことになる。筆者の疑問は未だ解決していない。

シルバー人材センター関連の法改正は不可欠であるという。高齢退職者等の「ながらかな職業生活からの引退」を応援するという、その政策意図は理解できるものだ。しかしその反面、使用者責任を逃れようとする企業の論理に乗ったり、低い単価で雇用労働者の仕事を代替するという事態を招くことは、現状のままでは必然的といえよう。シルバー人材センターの原型となつた東京都高齢者事業団の「自主、自立、共働、共助」の基本理念が生かされるような運営のためには、さらに現行以上の施策が必要となるだろう。

Mさんの労災保険再審査請求の裁決は、近く出される。原処分「取り消し」が期待される。

原発被ばく労働ホットライン開設

神奈川と関西両センター恒常的に相談受け付け

十月二六、二七日、神奈川労災職業病センターと関西労働者安全セン

ターは、原発で働き放射線を被ばくしたことによる健康障害について電話相談を受け付ける「原発被ばく労働ホットライン」を開設した。放射線被ばくによる健康障害については、様々な理由により職業病として労災保険の請求ができるいないケースが隠れていることが指摘されてきた。その理由としては、①ガンなど晩発性の疾病を含むこと、②病気そのものに特異性のない場合が多いこと、③放射線そのものを五感で感じられないこと、④被ばくの記録を当該の労働者自身が管理できていないこと、⑤原発関連の事業者自身が放射線被ばくによる疾病の発生を隠したがる

ことなどがあげられる。

これまでに実際に職業病として労

災保険による補償が支給されたケー

スは、全国で三件にすぎず、そのう

ちの一件についても、労災保険の請

求をする遺族に対し、会社による執

事などがあげられる。

これまでに実際に職業病として労災保険による補償が支給されたケースは、全国で三件にすぎず、そのうちの一件についても、労災保険の請求をする遺族に対し、会社による執事などがあげられる。

これはこれまで原発被ばく労働の問題に取り組む医師が、「原子力の日」の二法的支援を行つたために約二十三万人が被ばく労災の申請は計六十日から一日間、原発内で働く大経験を持つ下請け労働者と家族などを対象とした電話相談会「原発被ばく労働ホットライン」を開設。原発被ばく労働ホットラインを開設する不安や疑問もいた経験を持つ。このうまい理もれたケースが相当多いこと、(4)被ばくの記録を当該の労働者自身が管理できていないこと、(5)原発関連の事業者自身が放射線被ばくによる疾病の発生を隠したがる

ている。

今回はこれまで原発被ばく労働の問題に取り組んできた二センターが、原子力の日の十月二六日にあわせて開設した初めてのホットラインとい

て、原発被ばく労働の問題に取り組む医師とその遺族による被ばく労災の申請は計六十日から一日間、原発内で働く大経験を持つ下請け労働者と家族などを対象とした電話相談会「原発被ばく労働ホットライン」を開設。原発被ばく労働ホットラインを開設する不安や疑問もいた経験を持つ。このうまい理もれたケースが相当多いこと、(4)被ばくの記録を当該の労働者自身が管理できていないこと、(5)原発関連の事業者自身が放射線被ばくによる疾病の発生を隠したがる

被ばく実態聞かせて

26、27日 原発ホットライン

神奈

川版

は生年

のみで、主

な件は「労災保

の請求に至つて」な

いこと、(5)原発関連の事業者自身が放射線被ばくによる疾病の発生を隠したがる

こと、(6)被ばくの記録を当該の労働者自身が管理できていないこと、(7)原発関連の事業者自身が放射線被ばくによる疾病の発生を隠したがる

こと、(8)被ばくの記録を当該の労働者自身が管理できていないこと、(9)原発関連の事業者自身が放射線被ばくによる疾病の発生を隠したがる

うことになる。新聞などでホットラインの開設が報道され、二日間で合計十件の相談が寄せられた。そのうち、原発で働いている労働者からの相談は二件、その家族からの相談は二件である。現に健康被害を訴える

相談は今回はなかった。

両センターでは、今後も継続して原発被ばく労働問題の相談を受け付け、折りに触れマスク等を通じて宣伝していくことを決めた。

科学技術庁が日本初の 原発労働者の疫学調査結果を公表

科学技術庁は九月七日、原発等で働く人々が長期間にわたって被ばく労働に従事してあびた放射線量との死亡原因との因果関係を調べた日本で初めての疫学調査結果を発表した。調査は、科学技術庁が助放射線影響協会に委託したもので、同協会の中央登録センターに登録された放射線業務従事者約十八万人について、住民票等の写しを取得する方法で生死を確認し得た約十一万四千九百人について解析したもの。報告書によ

るとこのうち死者は一七五八人で、死因がわかったのが一七四八人であった。原発の放射線業務従事者はその被ばく線量が中央登録センターのコンピュータに登録されているので、累積線量と死亡との関係についての調査は意味が大きいといえる。

報告書の結論は、低線量放射線が健康影響、特にがんに影響を及ぼしたとする証拠は見られなかつたといふものだった。

しかし、報告書にも記載されてい

るようにならぬ調査結果には、調査開始から監察期間が五年間という短期間にすぎないこと、観察死亡者数自体が少ないと、過去にさかのぼった死亡調査のため、生死の把握そのものに限界があることなどの根本的問題点があった。がんや白血病が晚発性という特徴を持っていることを考えれば、観察期間を三〇年、四〇年とする必要がある。そのため、この調査結果の意義は今後へ向けての中間的まとめということになるだろう。

ところが、このことを報じた新聞記事は、「影響を及ぼしたとする証拠は見られなかつた」という部分を報道しているのみで、その限界については触れていない。この手の疫学調査の結果については、こうした問題を充分に配慮した評価が必要といえよう。

外国人労働者の労働災害と違法派遣②

金属機械労働組合港合同

外国人労働者の場合、労働者派遣会

社（ほとんどが違法派遣会社）を通じた就労形態が多い。もともと、労災隠し、賃金未払いをはじめ労基法など労働法違反の大きな温床となっている、こうした労働者派遣の実態にメスを入れ、規制を抜本的に強化しない限り、労働者の基本的権利の侵害を駆逐することはできない。労働者の命と健康も守られない。前回は、安全センターでの外国人労災の取り組み事例から総論的に問題点について述べた。

今回は、労働災害は幸いにからんでいないが、この困難な問題ことりくんでいる労働組合の一つである金属機械港合同から、日系ペルーア人労働者賃金未払い事件について報告していただく。

ペルーア人自らが違反申告、しかし

和歌山県橋本市および伊都郡高野口町にある「増田織物」という工場で働く二〇数名の日系ペルーア人労働者に対しても、一九九三年六月から八月の三ヶ月にもおよぶ賃金が支払われないという事件が発生しました。

日系ペルーア人労働者は、自から、不慣れな日本語で所轄の労働基準監督署に賃金未払い・労働基準法違反の申告に行きました。監督署は、増田織物から事情を聞き、「賃金支払勧告」を行ないましたが、賃金はいつも支払われません。

日系ペルーア人労働者は、当初からRINKに相談していましたが、労

働組合に関しては、ユニオンひご

ろ、紀の川ユニオンを経由して、工場所在地の地元である港合同南労会支部紀和病院分会へと話が回つきました。当該日系ペルーア人労働者に問題をRINKに全面的に協力してもらって、この問題に取り組むこととなつたわけです。

組合は当初、事業主が未払い賃金の存在を認め、監督署も支払い勧告を出して、未払い賃金を支払わせることはそれ程困難ではないと考えていましたが、これは間違いました。いまだに、一銭の未払い賃金も支払わせることができないので

人間扱いせぬ事業主

その最大の要因は、事業主（及び後に実態が明らかになる労働者供給元）が、外国人労働者を人間扱いしていないことがあります。この様な露骨な賃金未払い事件は、日本人労働者との間ではなかなか発生しないことです。

もう一つの要因は、この事業主の特異性にあると言わざるを得ません。

組合は、次々と支払命令の申立てを裁判所に行ないますが、増田織物は異話の申立てなど一切行なわずに、ほつたらかしのままで。仮執行宣言付き支払命令を経て、次々と確定判決と同様となりますが、増田織物はいつこうに平氣です。実は、

増田織物には本当に金や財産がまったくないので、強制執行されても何も怖くないと言うわけです。工場や機械もすべて借り物、不動産資産も

何もないのです。そればかりか、かなりの借金を抱えています。

「ないものの強み」を最大限利用しているわけです。こうなると、支払命令はただの紙切れにしか過ぎなくなります。

ここまでは、よくある話かも知れませんが、増田織物の場合の特徴は、こんな状態でも、絶対に事業継続を諦めないことです。どんな事があろうと、労働者をどこからか雇い入れ（やはり、外国人労働者です）、材料を調達して、とても利益が上がっているとは見えないのに、

いまだに執念でパイル織物の事業を継続しているのです。したがって、事実上の倒産状態として、労災保険からの未払い賃金立替払いを受けることも支障があります。

派遣元相手に請求提訴

外国人労働者の場合、ほとんどが、違法な労働者供給によって労働

者が供給・派遣され、労働基準法違反の中間搾取が行なわれています。増田織物の場合も例外ではなく、大阪市内の「ユーアイ企画」と称するところが労働者を雇い入れ、そこから「増田織物」に労働者が供給され、労働者一人につき一時間当たり二五〇円から四〇〇円の中間搾取を行なつていたことが判明してきました。

こうしたことが明らかになると、組合としては、当然、未払い賃金の支払い責任は「ユーアイ企画」にもあるとして、交渉を行なつてきました。しかし、「ユーアイ企画は、「うちは関係ない」とかたくなに支払いを拒否しました。

やむなく、組合は、ユーアイ企画に対して未払い賃金や解雇予告手当など一千数百万円の支払いを求める訴訟を裁判所に起こし、現在係争中です。

この間、訴訟手続きなどに關して、北本修二弁護士に全面的に協力していただいている。この場をかりてもお礼申し上げます。

労働基準法が、最も守られていない法律の一つであるという日本の労働者の権利状況を考えるとき、労働法の無法地帯ともいいうべき外国人労働者の問題を放置することは許されません。むしろ、労働者全体の権利を拡大し、社会的地位向上させるためにどうしても取り組まなければならない課題であると考えます。

今後も、労働者供給元、供給先の双方の責任を追及し、早期解決を目指してがんばります。

96ユニオン社労士講座開講のご案内 1995年11月

ユニオン社労士講座は、労使交渉をリードする社労士、福祉ビジョンを描ける社労士を組合の中に養成することを目指し1994年から開設されました。

今回は、第1部で春闘に役立つ基礎知識の習得をかねたボトムアップ講座、第2部で試験合格を目指すレベルアップ講座を開設します。どちらか一方のみの参加も大歓迎です。

○スケジュール

【第1部 ボトムアップ講座】

95年11月28日から12月19日 毎週火曜日午後6:30~8:30 計4回

※労働法入門、社会保険入門のほか介護保険、春闘に役立つ決算書の読み方、日本の労使関係の行方などを取り上げます。

【第2部 レベルアップ講座】計27回=70時間

96年1月10日から6月5日までの毎週水曜日、1月から5月までの第4土曜日

計27回 午後6:30~9:00 但し、土曜日は午後2:00~5:00

※社労士受験全科目の講義と答案練習

○受講費用 第1部：3,000円（前回受講者は無料）

第2部：55,000円（但し、テキスト代は別途）

○定員 20名

○会場 大阪府立労働センター11F（連合大阪）

○申し込みと照会 連合大阪（芦田、水田）TEL. 06-949-1105

又は、社会保険労務士大泉 TEL. 06-910-5486

○講師 関西労働者安全センター／西野方庸

社労士／大泉敬次、社労士／廣瀬ルリ子

中小企業診断士／中村範久

司法書士・河合保弘、名古屋市大／中原隆幸

前線から

大阪

職場復帰拒否で労基署へ申告

全港湾建設支部佐川急便分会

十月十九日、全港湾建設支部佐川急便分会

は、腰痛症で休業中の中西分会長の職場復帰問題で、所

たが、九三年十一月に

督署に会社側に是正指導をするよう申し入れた。

中西さんは佐川急便で一九八八年より集配作業に従事、八九年十二月に腰痛症を発症、その後私病扱いで一年以上の休業療養の末、職場に復帰し

なつて作業中に急性腰痛症を発症、以後、労災保険の支給を受け療養を継続している。現在では相当程度症状は軽減し、重量物を取り扱う作業内容に配慮さえあれば、徐々に職場へ復帰する段階にき

ている。

主治医の診断にもとづき会社に対し復帰できる環境を整えるよう申し入れたが、もとの作業ができ完全な復帰でなければ応じないという対応で、職場復帰自体を拒否する対応にてている。同社に

は腰に負担がかかるかもしれない作業 자체がないとはいえば、労災を理由に、同労組を職場から外す意図以外に考えられない。

被災労働者の職場復帰

は、もともと困難が伴うケースが多いが、事業所規模からいって佐川の対

応は不当と言わざるをえず、労基署による行政指導が強く望まれるところだ。なお中西さんは、職場復帰の計画書も労基署に提出し、復帰へ向けて意欲満々だ。

東大阪

足首挫傷で労災証明拒否 仕事をやる気がないと 「退職勧告」とは

金属加工工場作業員Nさんの足首挫傷と頸肩腕障害について、所轄の労基署に対し労災保険休業補償の請求を行った。Nさんは再三、会社側に手

んだが、聞き入れてもらえない、やむを得ず事業主の証明がないままの請求となつたもの。

東大阪市の金属加工工場に勤めるNさんは、昼休みにトイレの清掃をし

ていたところ転倒し足首を捻挫した。ところがすでにそのときには午後の仕事が始まっており、他の従業員の助けを得ることもできず、痛みを我慢して終業時間まで勤務した。翌日の休業せず、そのまま勤務を続けたが、痛みが治まらないので、数

日後病院で受診、要休業の診断を受け、以後会社を休んだ。業務中の事故であつたのでRさんは会社に労災保険の扱いをしてくれるよう求めたが、あとになつてそんなことを言つてもダメだと拒否された。

Rさんは以前より肩と腕のシビレ、痛みに悩まされ、業務内容から頸肩腕障害と判断されたので、これについても会社側は請求に協力するどころか、「仕事をやる気がない」と退職勧告まで。翌日の休業せず、そのまま勤務を続けたが、痛みが治まらないので、数日後病院で受診、要休業の診断を受け、以後会社を休んだ。業務中の事故であつたのでRさんは会社に労災保険の扱いをしてくれるよう求めたが、あとになつてそんなことを言つてもダメだと拒否された。

Rさんは、一昨年七月に作業中プレス機に指を挟まれる事故にあり、以後入院、通院を繰り返し、今年の五月で治癒、労災保険障害等級第八級の認定を受けた。事故の原因

でする始末。Rさんは、療養に専念し、ヨーヨンひるどいのか、「仕事をやる気がない」と退職勧告まで。翌日の休業せず、そのまま勤務を続けたが、あとになつてそんなことを言つてもダメだと拒否された。

Rさんは、一昨年七月に作業中プレス機に指を挟まれる事故にあり、以後入院、通院を繰り返し、今年の五月で治癒、労災保険障害等級第八級の認定を受けた。事故の原因

大阪東南

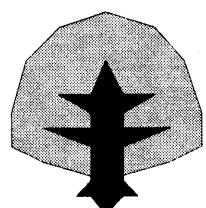
フィリピン人労働者の プレス災害（障害八級）

損害賠償請求へ

大阪市平野区の零細プレス工場で右手の母指を除く四指を失う労災事故にあつたフィリピン人労働者Rさんは、事業主に

は、プレス機の安全装置の調整不備にあり、作業者に対する教育等の面からみてもRさん自身の過失はないことから損害賠償の請求に踏み切つたものである。

事業主はこの請求に対し、不当にもRさんにすべての責任があるとして労災保険による以外の賠償は応じられないと回答している。



民家解体工事で頭部に裂傷

被災労働者の

権利を守れ！

神戸

いまだ急ピッチで続けられている神戸の復興工事現場では多くの外国人労働者が働いており、労働災害をめぐるトラブルは跡を絶たない。

韓国人のKさんは神戸市内の民家解体作業で被

災、頭部に一〇センチの裂傷を負ったが、傷が治つた後も後遺症の頭痛が続きなかなか仕事に復帰できない状態であつた。

本人と支援者、西成労働

福祉センターから労災の手続きをするよう何度も交渉したにも関わらず、元請けの解体業者は協力

を拒否し続け、最終的に安全センターも協力して事業主の記載なしの用紙で労災保険の申請をした。

その間、本人は無収入

で雇用主から何度もわざわざ渡されたわずかなお金もつきて寝る場所もない状態となつた。幸い支援者に恵まれ、西成労働福祉センターの立て替え払い制度も使うことができ、無料で宿泊場所を提供してもらつて乗り越えることができた。しかし、単身で来日し、給料のほとんどは家族に仕送り

といふ理由で申請用紙の記載を拒否し、監督署の協力を得て説得できるまでかなりの時間がかかった。医療機関であるにも関わらず、被災者の救済に協力しようともしないで事務的に例外的対応

なった。神戸の復興作業で重要な労働力を提供しているKさんたち外国人労働者に対して、労働者としての権利、医療補償を受ける権利を保障してほしい。



大阪

「西日本入国管理センター」開設 RINKなど七団体

十一月一日、「茨木法務総合庁舎」の開設が発表された。そこで、その中心施設である「入国者収容所西日本入国管理センター」について十一月七日、茨木入管収容所問題を考える会、大阪CPR、

関西C.P.R.、多文化共生センター、NAW、R-IN K、ヨンティネット大阪の七団体が入管局に申し入れを行つた。

申し入れでは、入管法による退去強制手続きおよび入管の収容施設は、外国人に対し強制力を使するものであるが、司法や弁護人の介入がないなどより密室性が高く、しかもこれまでに実際、収容所内で暴行事件が発生していることをうけ、被収容者の処遇を中心に行つた。

主に、市民団体による施設の視察と被収容者処遇規則の公開の要請、暴行再発防止対策、通信の自由、医療保険衛生対策、家族の結合権、入管法違反者に対する正しい認識を日本市民へ広める対策など。また、この問題について申し入れ後に記者発表を行つた。

島 德島日ハムT労災で

労基署申し入れ

全国一般徳島地本四国日ハム支部

徳島日本ハムの屠場で長年にわたり豚の解体部門に従事してきたTさん

本人の事情聴取などを行つていきたいとしている。

の頸部脊椎管狭窄症について労災請求に取り組んでいる全国一般徳島地本、当該支部、全国と場・食肉

は、「左上肢全体の力で皮をひっぱりながら、右手でデバイダー（振動工具）

組合では、今後とも労災認定に向け取り組むと共に平行して職場改善に努力していきたいとしている。

市場労組協は、一〇月三〇日、労基署に専門医の鑑定意見書を提出し、業務上と認定するよう再度申し入れた。労基署では、九月中旬に現場視察を行つてあり、今後さらには

表を行い、日本社会の闘争心を促した。

椎に、また腰椎に繰り返し物理的ストレスを加えることになると判定できる」と述べられており、さらには「T氏のように頸椎全体に変性を有し、手術へと至る重症例は、その背景として頸椎に繰り返し加わる圧迫ストレス・運動負荷（その多くは職業性の）を有していることがほとんどである」として、医学的常識からも、Tさんの疾病が職業性のものであることを指摘している。

組合では、今後とも労災認定に向け取り組むと共に平行して職場改善に努力していきたいとしている。

労働者の健康管理を テーマに講演会

東南地域労災職業病交流会

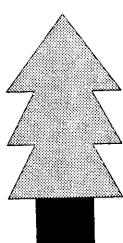
一月一七日、平野区役所で東南地域労災職業病交流会主催の安全衛生学習会が行われた。「働く人の健康管理とあれこれ」と題して、山下五郎さん（茨木博愛病院副院長、日本産業衛生学会指導医）が講演された。

「作業（労働）関連疾患」という言葉が最近よく聞かれる。WHOの定義では、『認定された職業病以外で作業環境と作業遂行が疾病の原因に著しく寄与するが、その程度が種々であるような健康障害。明確な職業病とは

区別され、一般人工にも出現するが作業環境の中で遭遇する危険因子から惹起され、あるいは、それに関連するもの。』とされる。例として高血圧、心血管疾患（虚血性心疾患等）、慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫、気管支喘息等）、運動器（筋骨格系）疾患（腰痛症、頸肩腕症候群、腱鞘炎等）、問題行動と心身症（行動異常、反応性うつ状態、神経反応障害、消化性潰瘍等）などがあげられている。

じん肺のように粉塵と

いう一つの原因が病氣に一対一で関係しているという形の職業病は減少してきたが、その一方で、高齢化や職場の複雑化による多要因性の成人病やメニタル障害の増加がみられ、労働者の健康管理の上からも、私病のすべてではないけれども、発症や増悪因子が職業に関係するものを総称して「作業関連疾患」と呼ぶようになつた。最近で話題になつたものは、指曲がり症がある。』と、労働者の健康管理の上では、作業関連疾患としてのとらえ方が重要な指摘した上で、高血圧症、糖尿病など各種疾患についてのポイントをたいへんわかりやすく解説された。



%をしめる中小企業労働者の健康管理の重要性と従来の危険有害作業がどんどん海外にもつていかれることも職業病などが減少している原因となつてていることも忘れてはならないと指摘された。

一九九五年年末一時金カンパへの「協力のお願い

皆様には、日夜さもまな取り組みにご奮闘のことと心から敬意を表する次第です。また、当関西労働者安全センターに対する多くのご支援に対しまして心よりお礼申し上げる次第です。

本年は、一円の阪神淡路大震災の大被害の中であくの方々が犠牲となり、悲しみの中で実にさももな困難な問題に取り組むことを余儀なくされてきました。労働現場そのものが壊滅的打撃を受け、あるいはまだ、便乗解雇はじめ未組織・組織を問わず厳しい状況におかれてきました。当安全センターでは、震災時の労働災害の取り扱いについて、従来の狭い行政基準が適用されないよう関係各方面と協力して労働行政に要求することもに、労働相談への積極的協力や電話相談窓口の開設を通して、被災労働者の支援を行つてきたといふのです。

外国人労働者の問題にも端的にあらわれているように、労災保険の未加入、労災隠しが違法派遣や雇用の多重構造の中で後を絶たず、いつその地道な取り組みが求められています。安全衛生面では、職業病、労働災害の予防に加えて、職場環境・労働条件の改善によつて労働と関連して悪化したり発生したりする健康障害（労働関連疾患）防止の取り組みが必要で、そのためにはやはり労働組合運動のなかで安全衛生運動を前進させていこうことが最も重要です。安全衛生活動への支援、協力をさらに進めていかなければ

ればなりないと考えております。

労災職業病医療の面では、当センターも建設に積極的に協力してきました田島診療所が、多くの皆様のご理解により支援によりまして、九月より診療を開始しました。長年、香港病、指曲がり症などの診療に、労働組合、被災労働者とともに地道に取り組んでいたれた田島隆興医師を中心にして、今後も労災医療の拠点医療機関として発展するのを願つてやみません。

事務局には、新たにスペイン語の堪能な事務局員が入り、外国人労働者問題への対応力が強化されました。さらに、関係各方面と協力して外国人労働者の労災問題にも積極的に取り組んでいく所存です。

そのほか報告しなければならないことは多々ござりますが、活動を進めていくにあたり、財政努力がなかなか届かない、いまだ皆様にカンパをおあがなくてはなりません。まことに心苦しい限りではありますか、何とぞ趣向をうかがっていただき、年末一時金カンパにご協力いただけますようお願い申し上げる次第です。

一九九五年一月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

九月と一〇月の新聞記事から

九・四

大阪市西成区のあいりん地区の日雇い労働者前谷由春さんが死亡したのは、診断した大和中央病院の誤診が原因として賠償請求を求めた訴訟で、大阪地裁は医療過誤を認め、同病院に約四二六万円の損害賠償を命じた。

九・六

フランスは南太平洋の仏領ボリネシア・ムルロア環礁で現地時間の五日午後零時半、地下核実験を実施。

十六年にわたって争われてきた長崎しん肺訴訟で福岡高裁は日鉄鉱業の加害責任を認め、原告側が勝訴。

九・一

阪神大震災地元NGO救援ネットは「医療費肩代わり基金」を初めて活用して、滞在資格の問題で医療費が払えなかつた三名と弔慰金の支給が受けられなかつた三名にたいして、帰国後の医療費や弔慰金を支給する」とした。

九・一二 労働省は来年度から各都道府県の労災年金相談所などじで、月一回の過労死電話相談を行う方針を出した。

九・一三 八七年四月に福島第一原発で、地震による揺れで核反応が急激に進み自動停止し、そのことで通産省・資源エネルギー庁が原因調査を要請していたことが分かつた。国内のどう型の原発は十基。

九・一四 長崎県公安委員会は松本サリン事件の第一通報者、河野さんの妻に犯罪被害者給付金支給を決定した。

二〇一七 ニュージーランドがフランス地下核実験差し止めを求めた提訴を、ハーグの国際司法裁判所は地下実験は審理の対象にならないとし、受理しないと決定した。

九・一七 北海道のたこ釣り漁船二艘が宗谷岬の北約二六キロ沖でロシア国境警備艇に拿捕され、その際に銃撃を受け一人が負傷した。

九・一八 連立与党三党の制作調整会議は、水俣病未認定患者救済問題で最終解決案をとりまとめ、一時金一人二六〇万円、団体には総額約五〇億円とした。

一〇・一

フランスは仏領ボリネシアのファンガタウニア環礁で一度目の地下核実験を実施。

一〇・四

大阪中央労働基準監督署は、九〇年一〇月に急性心不全で亡くなつた証券会社勤務のセールスマンに、過労死だとして業務上を認定した。

一〇・五

H-1患者との遺族が起つてH-1訴訟で、大阪地裁と東京地裁は和解を勧告、国と製薬会社は救済・解決の責任があるとして一人四五〇万円の和解金額を提示。

大阪市が外国籍のため年金が支給されない障害者への給付金を、四円より半額に減らしていくことが分かつた。府の給付金が始まつたためとしているが、結果的に減額されている。

一〇・六

元元属の在日韓国人が日本国籍がないため援護法に元好く障害年金給付が却下されたのを違法として訴えていた裁判で、大阪地裁は訴えは却下したが違法の疑いがあるとして、立法政策を取る必要性を指摘した断を示した。

現在運転している初期の沸騰水型原発「基幹」、地震の縦揺れを完治し原子炉を停止させる地震計がなかつたことが分かつた。以後、新設の報告で検討。

一〇・七

大阪市中央区の戎橋で寝ていた不一ムレスの六三歳の男性を二人の青年が川に投げ出し水死させる事件が起つた。

福島県柏原市沖で操業中の北海道のイカつり漁船でガス漏れが起つり、四名が死亡。冷凍機のフロンガスが原因と見つれている。

一〇・八

水俣病未認定患者救済問題で、政府与党的最終解決案の受け入れが正式に決定され、患者五団体全部が合意となつた。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号(通巻244号)95年11月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259